

中古車 KINTO 保証 保証内容について

1. 保証の内容

この保証は、当社とお客様との間で締結した自動車リース契約に基づき、使用されるリース車両に、当社所定の保証部品に不具合が発生した場合、保証書に示す期間と条件に従って、これを無料修理することをお約束するものです。保証修理は部品の交換または補修により行います。

保証修理は、当社または保証修理を行う全国のトヨタ販売店もしくは当社指定のサービス工場が故障修復のために必要と判断した方法で行います。保証修理にあたり、修理の内容によっては修理完了までにお時間がかかる場合がございますことを予めご承知おきください。

2. 保証修理の受け方

保証修理をお受けになる場合は、必ず当社にご連絡いただいたうえで、当社または全国のトヨタ販売店もしくは当社指定のサービス工場へ保証書記載の自動車をお持ちいただき、保証書および車検証をご提示のうえ保証修理をお申しつけください。保証書および車検証を提示されない時は、保証修理をお受けしかねます。(当社の連絡先は、保証書をご覧ください。)

3. 保証部品

保証書に基づく保証の対象となる部品(以下、保証部品といいます)は、保証書記載のお客様へのリース契約時に、保証書記載の自動車を構成する部品のうち下記を除いたものです。

- (1) ボデー内・外装部品
※非保証部品の詳細は保証書をご確認ください。
- (2) 消耗部品
- (3) 油脂類
- (4) 納車引渡し後に当社以外の者が装着した部品

4. 保証期間

保証修理を受けられる期間(以下、保証期間といいます)は、保証書記載の保証期間のとおりとします。

なお、保証修理時に、交換部品として新たに保証書記載の自動車に装着した部品も保証書にもとづく保証の対象となりますが、その保証期間は保証書記載の保証期間満了時までとします。

5. お客様にお守りいただく事項

保証書記載の自動車が取扱書に従った正しい使用・お手入れがなされた自動車である場合に、保証修理をいたします。従いまして、次の事項を必ずお守りいただくようお願いいたします。守られていない場合は、保証修理をお断りすることがありますのでご承知おきください。

- ①取扱量に示す取り扱い方法に従った正しい使用・お手入れ。
- ②法令で定められた点検整備(日常点検を含む)および当社が指定する点検整備の実施。
- ③定期点検整備の実施を記録したメンテナンスノートまたはその他の定期点検記録簿の保持。
- ④メンテナンスノートおよび取扱量に示す定期交換部品の指定通りの交換。

6. 保証しない事項

- (1) 以下の現象等、不具合と認められないものは保証修理いたしません。
 - ①通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象。
(樹脂部品、塗装面、メッキ面等の自然退色・劣化等)
 - ②自動車の機能に影響がないことが一般に認められている現象等。
(音、振動、オイルのにじみ、操作フィーリングなど)

(2) 以下の不具合は、外的要因によるものであり当社の責任による不具合ではありませんから保証修理いたしません。

- ①雨風、飛石、酸性雨、塩害、融雪剤、鳥糞、薬品、鉄粉、煤煙、降灰等の外的要因に起因する不具合。(さび・腐食・パネルの傷つき等)
- ②地震、台風、水害等の天災ならびに火災(ただし、保証部品の不具合に起因するものを除く)、事故に起因する不具合。
- ③通信事業者が、電波の通信方式を廃止・変更することにより、車載機器のオンラインサービス提供に必要な電波を受信できない不具合。

(3) 以下の不具合は、適切な点検・整備、正しい使用・管理等がなされていないことに起因するものですから保証修理いたしません。

- ①法令および当社が指定・推奨する定期点検整備、日常点検の未実施および定期交換部品の未交換に起因する不具合。
- ②通常の注意で見発見・処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合。
- ③保守もしくは整備上の不備または間違いに起因する不具合。
- ④適切なメーカー純正部品・定期交換部品あるいは当社が指定する油脂類(オイル・冷却水等)以外を使用したことに起因する不具合。
- ⑤取扱書等に示す取り扱い方法と異なる使用、不適切な保管、仕様の限度を超える過酷な使用(レース、ラリー等による過酷な走行、エンジンの過回転、過積載等)に起因する不具合。

(4) 保証修理以外に当社が保証書にもとづいた費用(例えば、次のような費用等)を負担することはいたしません。

- ①消耗部品および油脂類の交換・補充費用。
- ②法令ならびに当社が指定する定期点検整備および定期交換部品の費用。
- ③自動車を使用できなかったことによる不便さおよび損失等。
(電話代、レンタカー代、宿泊代、交通費、休業補償、積荷補償、営業損失補償等)
- ④当社にご連絡がなく修理された場合の修理費用。

7. 付随費用の保証

(1) 搬送・引取費用

走行不能となった保証書記載の自動車を保証修理した後、保証書記載のお客様の居住地まで搬送車等により運搬するために必要な費用とします。ただし、1回の不具合につき5万円を限度とします。

付随費用保証をお受けになる場合は、当社に保証書およびメンテナンスノートのコピーと合わせて、お客様が負担された各費用の領収書・レシート等の書類を中古車 KINTO ONE 直売カーセンサーデスク宛に郵送いただき、付随費用保証をお申しつけください。保証書およびメンテナンスノートを提示されない時または各費用の領収書・レシート等がいただけない時は、付随費用保証をお受けいたしかねます。

故障による自力走行不能でレッカーが必要となった場合は、保証書記載の「連絡先」までご連絡ください。またレッカーサポート受付ダイヤルにご連絡の際は、必ず保証書記載の「お客様の氏名」「連絡先」「保証書番号」「保証期間」「登録番号」と「保証書記載の当社連絡先名」をお知らせください。

レッカー費用はお客様にて一旦ご負担いただきます。(保証対象外の場合は有料となります)

